

分権専門部会中間報告

区割り検討の進め方について

1 区画決定にあたっての基本事項

行政区の区割りは、合併後に設置する「行政区画審議会(仮称)」に諮問し、その答申を受けて区割りを明確にし、指定市移行の政令公布後、新市の議会において「行政区設置条例(仮称)」を議決願う。

2 区割りパターンの策定の進め方

法定合併協議会等の意見・要望を踏まえ、分権専門部会で各種区割基準による区割りパターンの検討を行い、複数のパターンを作成する。

複数の区割りパターンを首長連絡会議及び首長・議長等連絡会議並びに各議会に報告し、意見を反映した区割りパターンを作成する。

区割りに関する基礎資料及び区割りパターンを合併関係市町村の住民に公表し、区割りに関する住民意見を募集する。

寄せられた住民意見を集約し、首長連絡会議及び首長・議長等連絡会議並びに各議会に報告するとともに公表する。

公表した住民意見に対する意見など、区割りに関する住民意見を再度募集する。

寄せられた住民意見を集約し、首長連絡会議及び首長・議長等連絡会議並びに各議会に報告するとともに公表する。

集約した住民意見は、全て行政区画審議会に提出する。